

# 令和6年度 地域の子どもの福祉のための助成 募集要項

社会福祉法人 兵庫県共同募金会  
神戸市共同募金委員会

## 1. 助成事業の目的

中央共同募金会に企業から社会貢献活動として寄せられた寄付金を財源とし、神戸市内の児童福祉施設や児童福祉の推進を図る団体（以下「施設等」という。）に対し、支援を行うことで、子どもの貧困や虐待防止等、児童福祉の推進を図ることを目的とする。

## 2. 助成対象施設等（地域の子どもの福祉のための助成 助成要綱第4条）

(1) 子どもの貧困や虐待防止等、児童福祉の推進を図ることを目的に活動する児童福祉施設や団体であること。

① 児童福祉施設

児童養護施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、乳児院、母子生活支援施設 他

② ひとり親家庭等困窮している子どもとその世帯のための支援や里親支援、ヤングケアラーへの支援を行う団体

③ 児童福祉施設が加盟する組織団体であって、加盟施設間の合同行事や職員の資質向上等を目的とした合同研修を行う団体

④ 子どもの居場所を運営する団体

⑤ 上記以外で、子どもの貧困や虐待防止のために活動を実施していると判断される団体

(2) 営利を目的としない施設等であること。法人格の有無は問わない。

(3) 令和6年4月1日以前に設置もしくは結成している施設等であり、当年度の「地域の子どもの福祉のための助成募集要項」発出時点で継続して運営もしくは活動を実施していること。

## 3. 助成対象事業

(1) 施設助成

・児童福祉施設の改善：入所児童の処遇環境改善、施設の地域福祉活動等

(2) 事業助成

・子どもの虐待防止：虐待防止プログラムの普及や、かつて虐待を受けた子どもの支援活動等

・経済的支援：生活困窮世帯等の子どもの進学支援

・保護者の就労支援：生活困窮世帯等の親の就業の支援

・教育支援：就学援助、奨学金支援、学習支援

・児童養護施設を退所した児童や若者（ケアリーバー）への支援

・ヤングケアラーへの支援



対象経費は下表のとおり

費 目	詳 細
備 品 整 備 費	事業実施のために必要な備品の購入費
拠 点 整 備 費	事業実施のために必要な施設等の改修費
会場費・会議費	事業実施のための会場資料用や打合せ等の会議実施に要する費用
旅 費 交 通 費	外部講師の旅費やボランティアの交通費等
通 信 運 搬 費	事業実施のための送料や通信費
印刷消耗品費	事業実施のための文具類や材料費、印刷トナー等の消耗品の費用等
保 険 料	行事保険料、ボランティア保険料
謝 金	講師、ボランティア等への謝金 (ただし、助成対象事業の実施に該当することが明確であるものに限る)
人 件 費	事業実施のための人件費 (ただし、助成対象事業の実施に該当することが明確であるものに限る)

なお、施設等の運営に要する経費（施設等職員の賃金や役員経費、事務所の管理費や借上費等）、事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、施設等役職員、構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費及び飲食にかかる経費等は対象外とする。

また、子どもの貧困や虐待防止等に関わる事業に直接関わると判断できないものも同様に対象外とする。

## 6. 助成の申請スケジュール及び手続き

### (1) 申請受付期間

令和6年10月30日（水）～ 令和6年11月29日（金） （必着）

### (2) 申請手続き

助成を受けようとする施設等は、以下の書類を本会へご提出ください。

助成金申請書様式は本会ホームページよりダウンロードができます。

[\(https://www.with-kobe.or.jp/detail/j-other/\)](https://www.with-kobe.or.jp/detail/j-other/)

- ①定款・規約・会則等
- ②役員名簿もしくは構成員名簿
- ③前年度の決算書・事業報告書・会計報告書等
- ④様式1 助成申請書

⑤様式2 助成金収支見込表

⑥施設等の活動がわかる書類（パンフレット等）

⑦見積書・カタログ等（申請段階では一業者の見積もりで可、インターネットの販売サイトの資料でも可）

※備品整備費、拠点整備費、会場費・会議費を含む助成を希望する施設等のみ

## 7. 申請の留意事項

- (1) 国、県、市の助成金等、公的な助成金の交付を受けている子どもの居場所や子ども食堂の活動は除く。
- (2) 他の助成等の交付を受けている場合は、本助成金の対象経費のうち、他の助成金と重複しない経費のみ対象とする。
- (3) 1施設または1団体につき1回の申請とする。  
但し、助成対象上限額の範囲内で、複数の事業を実施することができる。
- (4) 同一法人の複数の事業所から申請がある場合は、申請事業の重複や支援対象者の重複は認めない。
- (5) 助成決定後、助成対象事業を変更する場合は、すみやかに神戸市共同募金委員会へ報告を行った上で、助成変更申請書を提出する。

## 8. 事業報告

事業報告書は、神戸市共同募金委員会及び兵庫県共同募金会が確認したのち、最終的に寄付者である企業に提出する。

助成金を活用した支援を受けた子どもや親からの「ありがとうメッセージ」や事業レポート等、事業効果がわかる書類を提出する。

## 9. 助成事業のスケジュール（予定）

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 助成申請      | : 令和6年11月29日（金）必着 |
| (2) 助成決定の通知   | : 令和6年12月中旬       |
| (3) 助成金請求書の提出 | : 令和6年12月下旬       |
| (4) 助成金振込     | : 令和7年1月下旬        |
| (5) 報告書提出     | : 令和7年3月31日（月）    |

## 10. 問合せ先及び送付先

〒651-0086

神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 地域支援部内

神戸市共同募金委員会事務局（深田・養性）

TEL: 078(271)5317

E-mail: akaihane\_info@with-kobe.or.jp